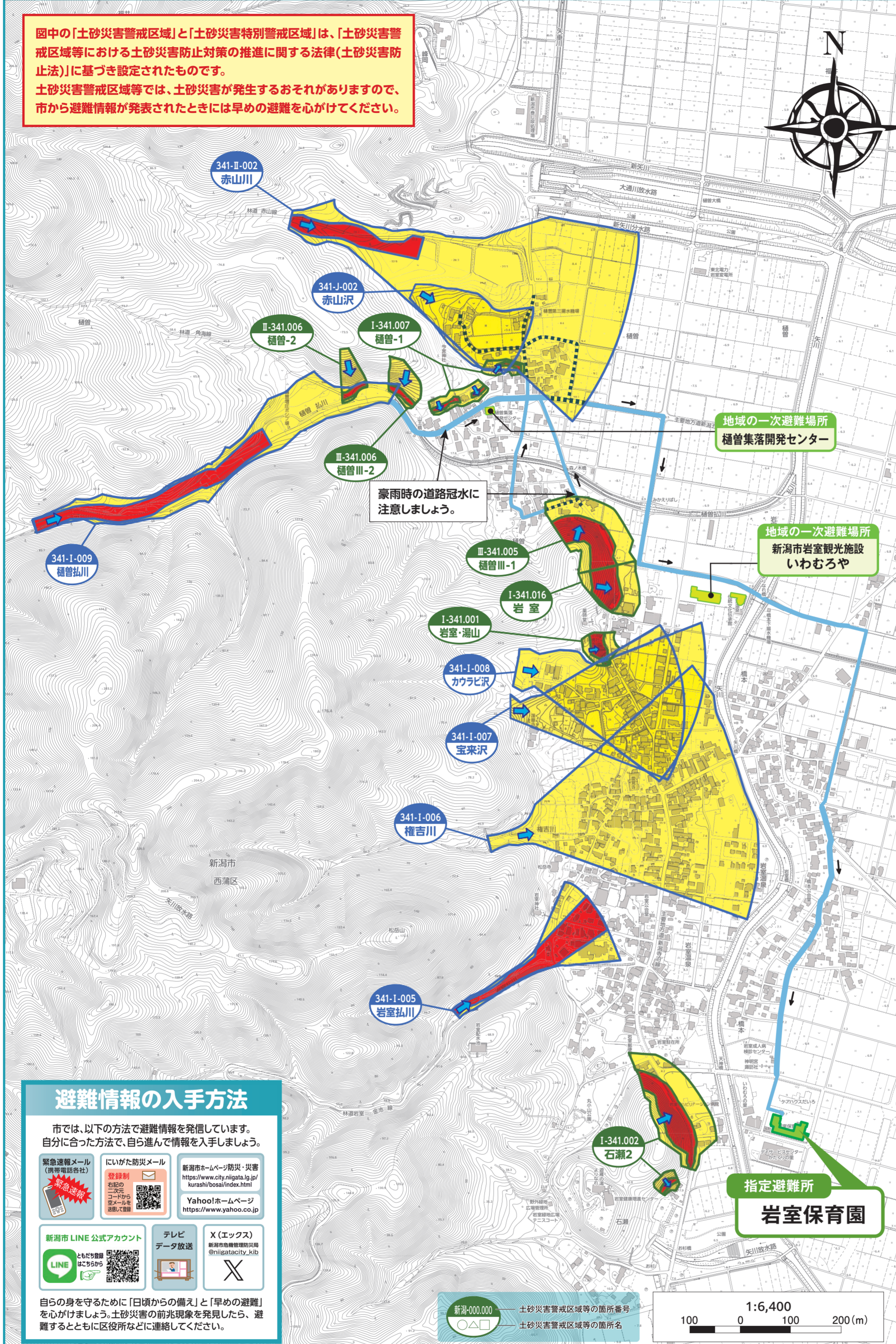


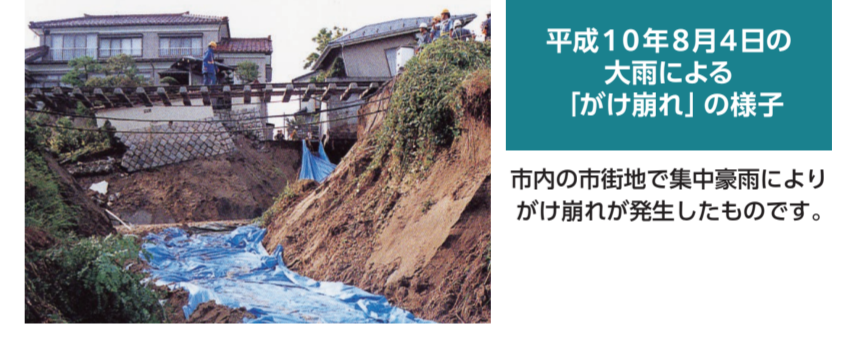
図中の「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づき設定されたものです。
土砂災害警戒区域等では、土砂災害が発生するおそれがありますので、市から避難情報が発表されたときには早めの避難を心がけてください。

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
土砂災害特別警戒区域(土石流)	
土砂災害警戒区域(土石流)	
指定緊急避難場所(避難所)	
地域の一次避難場所(特に急を要する避難のとき)	
避難路	
避難路(危険区域内を通る避難路) がけ下を避難する場合はがけ崩れに注意しましょう!	
土砂のおおよその移動方向	



土砂災害とは

がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	土石流	地すべり
<p>地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって斜面が崩れ落ちる。</p>	<p>山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される。</p>	<p>斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する。</p>
<p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がけからの水がにごる ●がけに亀裂が入る ●小石がばらばら落ちてくる 	<p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山鳴りがする ●雨が降り続いているのに、川の水位が下がる ●急に川の水が濁り、流木が混ざっている 	<p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地面に亀裂、段差ができる ●樹木が倒れる ●斜面から水がはき出す



新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

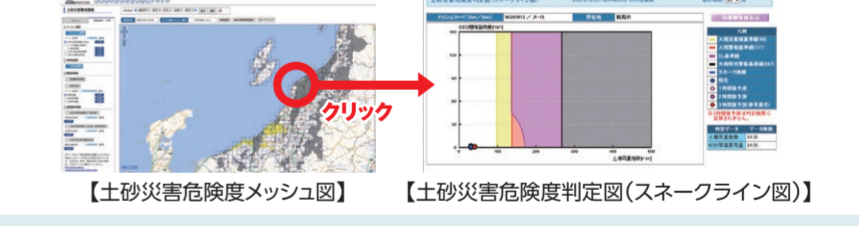
新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

土砂災害警戒情報システムのホームページ

雨量に関する情報や土砂災害発生危険度などを見る事が出来ます。

【パソコン】
<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/index.html>

【スマートフォン】
新潟県公式アプリ「新潟県防災ナビ」による確認を推奨します。
二次元コードから新潟県防災ナビのホームページへアクセスできます。



～土砂災害警戒情報とは～

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険性が高まったときに、市町村長が住民へ避難指示勧告等適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。

緊急時の連絡先

名称	所在地	連絡先
●岩室保育園	橋本101-1	☎0256-82-2165
●樋曾集落開発センター (一次避難場所)	樋曾1240	☎0256-82-2170
●新潟市岩室観光施設 いわむろや(一次避難場所)	岩室温泉96-1	☎0256-82-1066

災害時には、電話が繋がりにくくなります。安否確認は、災害伝言ダイヤルを利用しましょう。	家族の集合場所:
災害用伝言ダイヤル 171	わが家の避難所:
伝言録音の場合 171+1+市外局番からの電話番号	緊急時の連絡先:
伝言再生の場合 171+2+市外局番からの電話番号	家族の連絡先:

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】
新潟市 西蒲区役所 地域総務課 TEL.0256-72-8129

避難情報の入手方法

市では、以下の方法で避難情報を発信しています。自分に合った方法で、自ら進んで情報を入手しましょう。

- 緊急速報メール (携帯電話)
- にいがた防災メール (登録制)
- 新潟市ホームページ防災・災害 (https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/index.html)
- Yahoo!ホームページ (https://www.yahoo.co.jp)
- 新潟市 LINE 公式アカウント
- テレビ データ放送
- X (エックス) 新潟市危機管理防災局 (@niigatacity_kib)

自らの身を守るために「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけましょう。土砂災害の前兆現象を発見したら、避難するとともに区役所などに連絡してください。

避難情報の種類ととるべき行動

避難に関する情報は、状況の危険度に応じて発表されます。土砂災害から命を守るために避難情報に注意しましょう。

避難情報等	居住者等がとるべき行動
警戒レベル5 緊急安全確保 発令される状況: 災害発生 又は 切迫 (必ず発令される情報ではない)	命の危険 直ちに安全確保! 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
警戒レベル4 避難指示 発令される状況: 災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。
警戒レベル3 高齢者等避難 発令される状況: 災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※立ち退き避難とは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所へ移動する避難行動のことです。「立ち退き避難」は、指定緊急避難場所へ移動することが原則です。指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険な場合は、近隣のより安全な場所や、より安全な建物等へ避難してください。さらに、外出すること危険な場合には、屋内でもより安全な場所(がけから離れた部屋や2階など)へ移動してください。

指定緊急避難場所とは
切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設や場所です。

避難所とは
土砂災害や地震等の災害により住居の倒壊、焼失などで住居を失った住民等を受け入れ、保護するため、被災者が一定期間滞在する場所として、あらかじめ市が指定した施設です。

